

## 第2次刈谷市多文化共生推進計画(案)

### パブリックコメントの実施結果について

#### 1 実施状況

- (1) 募集期間 令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木) [35日間]
- (2) 意見の件数 12件(5人)
- (3) 提出方法の内訳 メール: 12件(5人)

#### 2 内容別意見の件数

第1章 計画の基本事項	0件	第5章 計画の推進体制	0件
第2章 刈谷市の現状と課題	2件	第6章 重点協働プロジェクト	0件
第3章 計画の基本的な考え方	2件	その他	5件
第4章 具体的な施策	3件		

#### 3 意見の概要と市の考え方

##### ○第2章 刈谷市の現状と課題

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>「ワールドデン」成功のポイント、改善点、今後の課題、展開する上での肝などが記載されていないため、この活動を広げようとしているのか疑問に感じます。</p> <p>「ワールドデン」の立ち上げに関わったNPOにも協力いただき、市内の他地域でも実践を始めるべきです。</p>	<p>本計画P11に記載のとおり、一ツ木町にある「ワールドデン」(ワールド・スマイル・ガーデンの略称)と同様の取組が小垣江町でも、始まっています。コミュニティガーデンなどの交流活動は、市民が主体となって取り組むことが大切と考えており、地域住民と連携しながら、新たな地域での交流活動の展開を推進します。</p>

2	<p>日本人への意識調査では、「外国人との交流意向」について、52.5%が肯定的な意見ですが、「十分に交流している」が5.9%、「少し交流している」が5.4%と行動に移すことは大変厳しい実態があります。</p> <p>市民が交流したいという願いにどう応えますか。</p>	<p>近年、新たな地域での多文化交流活動の支援、対話型日本語教室や多文化交流フェスタの開催など、交流の場を提供するための新しい取組を行っています。</p> <p>今後も市民ニーズの把握に努めるとともに、情報発信の手法も研究し、交流の機会の充実を図ります。</p>
---	---	---

○第3章 計画の基本的な考え方

No.	意見の概要	市の考え方
3	<p>「日本語教育の推進に関する法律」や「第4次あいち多文化共生推進プラン」において、「行政主体の地域日本語教育推進体制の整備」、「地域日本語教育を担う人材の育成」を重点的な施策としています。</p> <p>本計画p35「基本目標1コミュニケーション支援」の内容からは、「日本語教育の推進」と読み取ることは難しく、「誰一人取り残さない」という観点で、通訳やICTの活用に加えて、「すべての外国人市民が安心して暮らせるように最低限必要な日本語教育の機会を提供する」といった具体的な方向性や施策案を追記すべきだと考えます。</p>	<p>本計画P35に「基本目標1コミュニケーション支援」として「国籍にかかわらず誰もが安心・安全に暮らし、ともに活躍できるよう、やさしい日本語での対話を基本としつつ、外国人市民の日本語能力、情報の重要性・緊急性に応じた適切なコミュニケーションができるよう日本語能力の向上等の必要な支援を行います。」としており、日本語教育の機会の提供も含めた必要な支援を実施します。また、外国人コミュニティなどを通じて、外国人市民の日本語能力の把握に努めるとともに、本計画P38に記載のとおり、日本語教室の開催や日本語教育を担う人材の育成などの実施により、外国人市民が生活する上で必要とする日本語を習得できる機会を提供します。</p>
4	<p>誰一人取り残さない、という記載がありますが、非現実的に感じられるので、使わないほうがいいと思います。主張の強い外国人を誰一人取り残さないために日本国民が取り残されることになってはいないでしょうか。</p>	<p>持続可能な開発目標SDGsにおいて、「誰一人取り残さない」ということを理念としており、本計画においてもSDGsの達成に向けて取り組む視点を盛り込んでいます。</p> <p>外国人も日本人もともに不安なく生活を送るためには、円滑なコミュニケーションによる相互理解が大切であると考えています。</p>

○第4章 具体的な施策

No.	意見の概要	市の考え方
5	<p>各国母国語での発信を増やすとありますが、母国語でいろいろやってもらうことが当たり前になるのはよくないと思います。</p> <p>日本語習得を重要と考えている企業の割合は高く、母国語での発信により、日本語習得の意欲をそぐような施策は外国人の就職に不利に働くのではないのでしょうか。</p>	<p>外国人市民も地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有します。そのため、ライフステージごとの生活に対する支援、サービスの制度周知及び困りごと相談を多言語で実施する必要があると考えます。</p> <p>また、就労も含めた各ライフステージにおいて、日本語が必要となる場面も多いため、本計画 P38 に記載のとおり、生活に必要な日本語習得のための日本語教育を推進します。</p>
6	<p>中学校における「高校進学」への支援体制や「幼稚園、保育園のルールの違い」を理解していただくことは、特に外国人の場合は、課題となっています。</p> <p>日本人・外国人関係なく小学生の高学年から中学生年代への手厚い対応をすることにより、不安や悩みを解決することにより、そうした外国人の課題の解決にもつながると思います。</p>	<p>「高校進学」や「幼稚園、保育園のルールの違い」を含めた各ライフステージにおいて多言語により情報提供することで、外国人にもルールや制度を理解いただけるように努めます。</p> <p>また、日本語教育担当教員や外国人児童生徒語学指導員の配置、プレスクール就学支援やプレクラス日本語初期指導の実施により外国人児童生徒の状況把握に努めるとともに、必要な支援について検討します。</p>
7	<p>外国人を雇用する企業に対して求めるものが少ないです。</p> <p>多文化共生は、外国人を雇用したい企業の要請により、外国人を地域に受け入れる必要があるとして、提唱され始めたものと理解しています。そのため、企業主体の、民間による外国人やその家族への日本語教育支援の仕組みを作り上げてほしいです。日本語教育に企業も関わっていただきたいです。</p>	<p>多文化共生の取組が、外国人を雇用したい企業の要請により始まったという事実は確認できませんでした。</p> <p>なお、本計画の P49 に「30 企業との連携」の取組として記載のとおり、国際経験豊富な社員がいる企業、外国人従業員を多く雇用する企業との関係を深め、協力関係を構築します。</p>

○その他

No.	意見の概要	市の考え方
8	<p>差別と偏見という語句が複数回使われているが、差別と偏見という言葉を変えた方がよいです。偏見とは主観的な言葉であり、差別には不当な差別と正当な差別が存在します。</p> <p>偏見、差別という曖昧な言葉を使うのは、返って偏見と差別を助長する可能性があります。別の言葉に置き換えた方が宜しいと思います。例えば、誤解を生じる双方の不理解、不利益に置き換えるのは、いかがでしょうか。</p>	<p>「差別」は「不当な差別」という意味で各種法律等においても使われており、社会的にもそれが通例となっています。</p> <p>なお、「偏見」については、「偏った見方により、特定の集団や特徴的な個人に対し、根拠もなく悪い評価で判断すること」という意味で使っており、適切な表現と考えています。</p>
9	<p>日本国民が外国人について理解をすることに重きを置いているところに違和感を覚えます。</p> <p>行政の関与なく、民間のレベルで交流する程度でいいと思います。多文化共生は日本において特に上からやれと言われずとも民間で普通に行われてきたと思うので、行政の手出しは必要ないのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画では、日本国民が外国人について理解をすることに重きを置いているわけではありません。全ての人々が尊重され、生活に必要なサービスや支援が公平に提供されること、様々な主体の特性がいかされ、相互交流と協働の取組が行われていることが基本的な考え方となります。この考えを基本理念として、国籍にかかわらず全ての人々が尊重され、交流や協働がひろがるまちをめざします。</p>
10	<p>日本国民が外国人に気がつかず理解してあげて我慢していろいろ合わせてあげることが多文化共生だというならば断固として反対します。</p> <p>多文化共生をうたうならば、最低でも外国人が日本という国と日本国民のあり方を尊重することが大前提であることを明記してほしいです。</p>	

11	<p>多文化共生を強く推進していく場合、医療費、生活保護費、健康保険税の支払い状況等金銭の流れ、犯罪に関する数値等できちんと国籍別に集計・発表してほしいです。</p> <p>きちんとデータを出し、問題があれば積極的に取り組むことがよりよい相互理解を生むのではないのでしょうか。</p>	<p>医療費、生活保護費、国民健康保険税についての国籍別データについては、公表することで特定の国籍の人への無用な偏見を生む恐れもあり、公表する予定はありません。</p>
12	<p>多文化共生を推し進めるのであれば、国民健康保険料の納付など、外国人が最低限の義務を怠っていないのか市民だよりで明らかにしてほしいです。</p>	